

# ソフトロー・プロジェクトの10年

岩村正彦

- I はじめに
- II ソフトローの実状と考察
- III 実証に基礎を置く研究
- IV おわりに

## I はじめに

### 1 ソフトロー・プロジェクトとは

東京大学大学院法学政治学研究科のソフトロー・プロジェクトは、2003年度に21世紀COE (Centre of Excellence) 「国家と市場の相互関係におけるソフトロー — ビジネスローの戦略的研究教育拠点形成」プロジェクト (拠点リーダー・中山信弘教授 (現・明治大学教授) として発足した。この21世紀COEプロジェクトは2007年度に終了し、2008年度からは、グローバルCOEプロジェクト「国家と市場の相互関係におけるソフトロー — 私的秩序形成に関する教育研究拠点」(拠点リーダー・筆者)が受け継いで、プロジェクトを進めてきた。このグローバルCOEプロジェクトも2012年度をもって終わったところである。21世紀COEとグローバルCOEという2つのCOEを通して、合計10年にわたり、当研究科ではソフトロー・プロジェクトを遂行してきたことになる(このことから、以下では、2003年度～2007年度のプロジェクトを「前期プロジェクト」と、2008年度～2012年度のプロジェクトを「後期プロジェクト」と呼ぶ)。

このソフトロー・プロジェクトが研究教育の対象とするのは「ソフトロー」である。問題は、この「ソフトロー」とは何かであるが、当プロジェクトでは、「国の法令 (ハードロー) ではなく、最終的に裁判所による執行が担保されていないにもかかわらず、現実の経済社会で国や企業等が何らかの拘束感を持ちつつ従っている規範」をいうとの考え方を採用している。したがって、この「ソフトロー」の形態には、国が発出するもの、企業や市場の側で形成されるもの、

国境をまたぐ国際的諸関係で成立しているもの等様々なものが含まれる（規範一般の分類との関係について下図参照）。なお、当プロジェクトは、上記のようなソフトローの捉え方をするることによって、その外延を画し、研究対象を限定するというアプローチは採用していないし、ソフトローの概念定義の確立や固有の理論の形成をめざすものでもない<sup>(1)</sup>。下図のうちの、ハードロー以外の部分は、当然当プロジェクトの研究対象であるし、ハードローの部分にも研究は及ぶものである（たとえば、国家が形成するハードローとソフトローとの棲み分けのあり方等が研究テーマとなりうる）<sup>(2)</sup>。

	国家がエンフォースしない	国家がエンフォースする
国家以外が作成	社会規範、企業倫理、CSR等	会計基準、商慣習法等
国家が作成	労働法上の努力義務規定 各種通達・ガイドライン等	ハードロー 法律・判例法等

簡単に、上図で掲げたものを概観しておくとして、国家以外が作成し、かつ国家がエンフォースしない例として挙げている「社会規範」には、たとえば車内における携帯電話利用のマナーのルール等がこれに該当する。企業会計基準は、企業会計基準委員会という国家以外の主体が作成するものであるが、会社法がその遵守を求めている（会社 431）ことから、国家がエンフォースする規範といえる。同様に、商慣習も、国家ではなく、業界などで形成されるものであるが、商法 1 条 2 項を通して、国家がエンフォースする規範である。国家が作成する例として労働法上の努力義務規定が挙げられているが、その典型例は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律（平成 9 法 92）による改正前（1999 年 3 月 31 日まで）のいわゆる男女雇用均等法（「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」）における募集、採用、配置、昇進に関する事業主の努力義務がある。この努力義務の履行担保としては、行政当局による求報告、助言、指導、勧告、指針の策定のみが定められ、裁判所による履行確保は予定されていなかった<sup>(3)</sup>。この努力義務は、現在でもたとえば、整理解雇等された高齢労働者への再就職援助措置について存在する（高年 15）。

## 2 ソフトロー・プロジェクトの意義

現実のビジネスローにおいては、こうした様々な種類のソフトローが重要な位置を占め、企業活動を左右している。しかし、こうしたソフトローは、従前はあまり研究の対象となっていなかった。その主たる理由は、わが国の法学研究・教育の中心に位置していたのが、国家が作成し、その履行を担保する「ハードロー」、具体的には、憲法を頂点とする制定法令(法律, 政令, 省令等)の研究教育であるということである。実際、法学部や法科大学院での教育は、憲法, 民法, 刑法等の実定法を対象とし、その主要な構成要素は、制定法(令)であって、まさにハードローである。研究についても同様であって、少なくとも実定法の研究者が従来主として研究対象としてきたのは実定(制定)法であり、その帰結として、法学研究者の養成もハードローを主として想定して行われてきた。このように、わが国では、法学の研究教育の中心的な対象がハードローであったことから、現実のビジネスローにおいて重要な役割を担っているソフトローになかなか法学研究者、とくに実定法研究者の関心が向かないという状況が生まれていた。また法曹の養成という視角からみても、ソフトローが大きな意味を持つ国際法律市場に十分に対応できていないという問題を抱えていた。

21世紀COEの時期からおおよそ10年にわたって前期プロジェクトおよび後期プロジェクトとして手がけてきた当研究科の「ソフトロー・プロジェクト」は、これまでハードローにもっぱら関心を注いできた伝統的な法学では十分にアプローチできていないソフトローという対象を正面から取り上げ、新しい法学研究・教育の地平を切り開こうとする試みであるということが出来る。なによりも、ソフトローを対象として研究するためには、法学だけではなく、経済学、社会学等の関連社会科学との連携によって研究を行う必要があり、こうした研究の営みを通して、わが国の実定法研究を、実証に基礎を置く学際的な社会科学へと発展させるための総合プログラムがソフトロー・プロジェクトである。

本稿では、主として研究面に焦点を当てて簡単に振り返ることによって、本研究科のソフトロー・プロジェクトの10年を総括することにしよう。ソフトロー・プロジェクトが目的としてきた研究課題にはいくつかあるが、ここでは、実際に存在しているソフトローに焦点を当てた研究についてまず概観し(II),

ついでソフトローの基礎的・学際的研究の取り組みと、より一般的な規範研究への展開とについて見ることにしたい(III)。

## II ソフトローの実状と考察

ソフトロー・プロジェクトがまず取り組んだのは、現実存在するソフトローにはどのようなものがあるかを把握するための事例の収集であり、その成果はデータベースとしてまとめている(1)。また、ソフトローの個別の事例についての分析も進めた(2)。

### 1 ソフトロー・データベース

前期プロジェクトの大きな成果の1つとしては、ソフトローのデータベースの構築が挙げられる。国が発出する法令等のハードローは各種の六法や総務省行政管理局の法令データ提供システムによって容易に参照できる。これに対して、ソフトローは、その性質上、国の法令のような形での集積はなされていなかった。各種の形成主体が作成する内部文書や当該主体と密接な関わりを持つ関係者に配布する文書のような形で存在していて、その参照が容易でなかったり、それぞれの主体のホームページから参照できるようになっていても、分散して存在し、一覧的に検索・閲覧することが容易ではなかった。

しかし、ソフトローの研究教育を行うというプロジェクトの目的に照らすと、上記のように、研究教育の素材・対象となる、実存のソフトローに容易にアクセスできることが必要である。そのためには、ソフトローを収集し、それをデータベース化することが有用である。そこで、前期プロジェクトでは、各実定法領域に存在するソフトローを収集し、それをデータベース化する作業を実施した。このデータベースは「ソフトロー総合データベース」として、国立情報学研究所の学術研究データベース・リポジトリ上で公開されている<sup>(4)</sup>。

### 2 ソフトローの個別研究

(1) 前期プロジェクトでは、研究遂行のための組織構成として、政府規制部門、市場取引部門および情報財(知的財産)部門の3部門体制を採用した。この3部門体制の下での研究活動の実績として特筆すべきは、様々な分野に存在するソフトローの個別研究の蓄積である。これには、研究会・セミナー等の活

発な開催が大きく貢献している。各部門に属する事業推進担当者は、その多くが当研究科の教授・准教授であるが、研究会・セミナー等においては、他の学問分野を専門とする国内・国外の研究者や、企業法務担当者・弁護士等の実務家も交えて検討を実施した。こうした研究活動を通して、様々なタイプのソフトローについていくつかの法分野において個別研究を充実させることが可能となった。後述のように、後期プロジェクトでは、新たに基礎理論部門を加えて4部門体制となったが、前期プロジェクトからの3部門はそのまま維持し、個別研究を展開してきた。

こうしたソフトローについての個別研究は、ディスカッションペーパーや、当プロジェクトが創刊した雑誌「ソフトロー研究」に掲載されている。とりわけ、前期プロジェクトの研究活動の取りまとめとして刊行された5巻からなる『ソフトロー研究叢書』にソフトローの個別研究が多数収められている。なお、雑誌「ソフトロー研究」は、現在では、ソフトローを扱う国内唯一の専門の査読制の法学雑誌として確立した評価を獲得し、学外からの投稿も頻繁になっていることを付記しておきたい。以下では、本ソフトロー・プロジェクトが行った個別研究を、ごく簡単に概観するが、そのなかで筆者が専門とする社会法領域のソフトローについてもコメントしておきたい。

(2) 本ソフトロー・プロジェクトで行ってきた個別研究としては、まず国家以外の主体が形成し、国家がエンフォースしない類型に関するものがある。証券業界の自主規制ルール<sup>(5)</sup>、金融業界の業務の外部委託に関する自主ルール<sup>(6)</sup>、業界と商取引に関わるものとしてフランチャイズ協会の自主ルール<sup>(7)</sup>などを取り上げた研究がこれに属する<sup>(8)</sup>。これらの個別研究の特筆すべき点は、単なる個別のソフトローの紹介にとどまらず、なぜそのソフトローが、当該それぞれの分野で成立するのか、なぜ関係当事者はそれを遵守するのかといったことについての分析も行っているところである。また、国際的な業界レベルでは、国家が主体となって作成する多国間条約といったハードローではなく、関係機関等で組織する委員会等が主体となって形成するソフトローが重要な役割を果たしていることも明らかにする研究も発表されている<sup>(9)</sup>。

このように国家以外の主体が形成し、国家がエンフォースしないソフトローは、ビジネスロー以外のところでも存在する。たとえば社会保障の領域では、

医療界による「専門医」の認定制度が挙げられる。法的には、専門医は、ハードローである医療法にもとづく医療機関の広告規制と関係しているが（医療 6 の 5①7号、平成 19 年厚労省告示 108）、専門医制度の構築についての指針が加盟学会によって構成されている社団法人によって作られ、それに従って、各学会が専門医認定制度を構築し、専門医の認定を行っている<sup>(10)</sup>。

この類型のソフトローには、コーポラティズム的な行動による私的規範形成<sup>(11)</sup>の例に該当するものも含まれているといえよう。

(3) 国家が形成するが、国家がエンフォースしない類型のソフトローに関する個別研究の 1 例としては、先に言及した労働法上の努力義務についてのものが挙げられる<sup>(12)</sup>。平成 9 法 92 による改正前のいわゆる男女雇用均等法が定める募集、採用、配置、昇進に関する事業主の努力義務は、エンフォースという観点についてみると、行政処分、罰則、民事効といった法的効果は予定されていなかった。事業主の努力義務違反があった場合の行政当局の対応は、指針の策定、事業主に対する求報告、助言、指導、勧告であり、その法的性格は行政指導にとどまる。したがって、行政当局から指導・勧告等があっても、事業主は法的には拘束されない。この男女雇用均等法の努力義務については、将来のハードロー化（国家によるエンフォースが担保される義務への移行）を視野に入れた、そのための政策の第 1 段階としてのものという位置付け、あるいは社会的には必ずしも受容されていない規範を一般的に受容させていくためのステップという位置付けが考えられる<sup>(13)</sup>。

この種のソフトローは、租税法や経済法の分野にも存在しており、それらについての個別研究も、ソフトロー・プロジェクトの中で推進された<sup>(14)</sup>。

(4) 国家以外の主体が形成し、国家がエンフォースするタイプのソフトローには、国家が形成する制定法令（ハードロー）による委任を受けたソフトローという例や、制定法令ができる以前から存在しているソフトローを制定法が尊重するという例等がある。ビジネスローの領域での後者の例としては、商慣習（商 1②）があり<sup>(15)</sup>、前者の例としては、企業会計基準が挙げられる（会社 431）。

労働法の領域では、労働法令が定める強行規定からの逸脱（強行規定が定める労働条件水準よりも低い労働条件を定めること）を認める法令の定めにもと

づき、労使が締結する協定（逸脱協定）が後者に属するものといえよう。日本の場合は、労働基準法による労働時間規制が逸脱を認める例であるが、個別事業場レベルでの協定なので、ソフトローとはいえない。しかし、ヨーロッパ各国やEUでは、企業のレベルを超える、産業レベルでの労使の協定によって、労働法の強行規定からの逸脱を認めることが多くなってきている。こうしたタイプの逸脱協定は、国家が形成する制定法令自体が、そこからの逸脱を労使協定という国家以外の主体が形成する規範に委ねる例といえよう。

社会保障の領域では、公的医療保険が負担する診療報酬について、日本医師会の定める指針を参考に診療情報の開示を行う場合について、加算する仕組みが採用されており、日本医師会という私的団体が定める指針が、国家によってエンフォースされる仕組みとなっている<sup>(16)</sup>。

### III 実証に基礎を置く研究

本研究科のソフトロー・プロジェクトは、IIで概観したソフトローの収集および個別研究の蓄積にとどまらず、経済学、社会学等の関連社会科学との連携を行って、わが国の実定法研究を、実証に基礎を置く学際的な社会科学へと発展させることをも目指している。このため、本プロジェクトでは、基礎的・学際的研究にも力を注ぐとともに(1)、ソフトローの研究を出発点として、より一般的な規範研究への展開も試みてきた(2)。

#### 1 基礎的・学際的研究の展開

これまでの実定法学が力を注いできたハードローの場合は、国家によるエンフォースが予定されており、関係当事者がそれを履行することはある意味では前提としている。これに対して、とくにソフトローのうちでも国家によるエンフォースが予定されていないもの場合は、なぜ関係当事者がそれを遵守するのかという根本的問題がある。既に触れたように、それゆえにこそ、ソフトローを対象とする研究の遂行には、法学だけではなく、経済学、社会学等の関連社会科学との連携が必要な理由がある。なお、前期プロジェクトのときから、研究対象であるソフトローの概念が不明確と言われ、本プロジェクトは概念の解明が目的ではないということを繰り返し答えてきたのであるが、理解を得られず、後期プロジェクトの開始にあたって、ソフトローの概念定義を求められた。

こうした事情に加えて、ソフトローの本格的・体系的研究を展開していくためには方法論・原理論から組み立てていく必要があるということもあって、後期プロジェクトでは、前期プロジェクトの3部門に加えて、新たに基礎理論部門をもうけて4部門制を採用し、研究の遂行に努めた。

こうしてソフトロー・プロジェクトでは、II 2 で紹介した個別研究とともに、社会規範論などの、ソフトローをめぐる基礎的・学際的な研究にも挑んできた。その結果、ソフトローの形成、関係当事者によるその遵守または履行の担保、とくに国家が履行を担保しない場合の関係当事者によるソフトローの遵守と履行の確保のメカニズムを、ゲームの理論や心理学等をも用いて解明を試みる研究を蓄積することができた。こうした研究の成果も、個別研究と同様に、ディスカッションペーパーや「ソフトロー研究」所収の論文等として公表されており、また『ソフトロー研究叢書』にまとめられている。そのごく一部を例として挙げると、たとえば、実定法学者と経済学者との共同作業による、社会規範・自律的秩序についてゲームの理論等を用いて分析を行った研究や<sup>(17)</sup>、社会心理学、社会学との交錯を試みる研究<sup>(18)</sup>などがある。

## 2 ソフトローとハードローを跨ぐ規範研究

後期プロジェクトでは、前期プロジェクトで行った上記のような基礎的・学際的な研究をベースとしてこれを展開してきたほか、計量経済学的手法を用いた研究や、イベントスタディを用いる分析をも行うに至っている。こうした研究は、ソフトローを対象とするにとどまらず、ハードローを対象とするものまで広がりうるものである。

履行が国家によって担保されていない、しかも国家以外の主体が形成するソフトローが関係当事者によって遵守されているならば、そこには当該ソフトローを遵守することに関係当事者が何らかの合理性や効率性等を見出しているからであろう（もちろん、非合理的・非効率なソフトローが、たとえば当事者間の力関係の差異、情報の非対称性といった要因によって遵守されている可能性もある）。そうだとすれば、ハードローの形成・発展に関しても、当該ハードローが対象とする事項に関わる関係当事者にとって合理性・効率性等を備えるようにすれば、関係当事者もそのハードローを遵守し、それに従った行動をすることになるはずである。したがって、ソフトローに関する実証にもとづく

基礎的・学際的研究の成果は、自ずから、ハードローの研究にも用いられるものということができよう。

実際、2011年度末のシンポジウム「統計的・計量経済学的手法と法制度」で披露された研究は、株式買取請求権に関するもの<sup>(19)</sup>、社外取締役を制度化するかどうかに関する実証研究<sup>(20)</sup>、企業防衛策に関するイベントスタディ<sup>(21)</sup>で、いずれもハードローとも関わるものであった。

#### IV おわりに

(1) 本稿では、もっぱら研究面に光を当てて、ソフトロー・プロジェクトを振り返ってきた。けれども、研究とともにソフトロー・プロジェクトが力を注いだもう一つの柱は、人材の育成である。前期プロジェクトおよび後期プロジェクトでは、学外を含む若手の研究者を特任研究員やリサーチアシスタント(RA)として採用し、拠点での研究および研究補助の機会を提供してきた。その結果として、多くの若い研究者が立ち立ちし、各学界で活躍するに至っている。とくに、彼らは、ソフトロー・プロジェクトの一員として、研究会やセミナー等に参加し、研究報告等もしてきた実績があるだけに、今後、ハードローだけでなく、ソフトローに関する研究野面でも貢献が強く期待できる。

人材育成に関しては、後期プロジェクトの海外派遣事業が特筆すべきものである。この事業は、総合法政専攻博士課程学生や法科大学院修了者を海外の法律事務所や国際機関等に1～2か月間研修生等として派遣するものである。2008年度からの5年度間に合計50人を派遣した実績があり、派遣者の報告書からは彼らが非常に有益な経験を体験してきたが窺われる。そのため、グローバルCOEの外部アドバイザー委員からも高い評価を得ている。この事業については、グローバルCOE終了後も、規模は縮小しつつも、寄附金によって、継続しているところである。

(2) 後期プロジェクトは、前期プロジェクトよりも予算規模が縮小されたために、当初の構想と比べると、内容を絞り込む必要が生じた。前期プロジェクトで構築した貴重なソフトローのデータベースの更新作業は断念せざるをえなくなるとし、海外の研究者等との交流も縮減したものとなった。この点で、予算規模の縮小は後期プロジェクトの研究の遂行にとって大きなマイナスであっ

た。また、特任研究員やリサーチアシスタントのための研究支援も大幅に縮小することとなり、人材育成を進める上での足枷となった。さらに 2012 年度には年度後半の予算の配分が一時停止されたために、最終年度のプロジェクトの進行に大きな支障が生じることになったのは大変残念である。

それでも、10 年前のソフトロー研究の端緒から現在に至るまでの歩みを振り返ってみると、ソフトロー・プロジェクトは、ソフトローの個別研究とともに実証的な基礎的・学際的研究を展開し、さらにはハードローにも跨がる実証的な規範研究へと進展して来たということが出来る。このことは、ソフトロー・プロジェクトが目指した「実証に基礎を置く社会科学としての規範研究」への発展が着実に進んでいることを意味するといえよう。したがって、ソフトロー・プロジェクトは、グローバル GOE「国家と市場の相互関係におけるソフトロー—私的秩序形成に関する教育研究拠点」のプロジェクトの終了をもって終わるわけではなく、実証を基礎に置く社会科学としての規範研究をさらに確たるものとするために、様々な形でこれから発展していくものである。

- (1) 藤田友敬「はじめに」中山信弘編集代表・藤田友敬編『ソフトロー研究叢書第 1 巻 ソフトローの基礎理論』(2008 年, 有斐閣) 3 頁。
- (2) 藤田友敬「規範の私的形成と国家によるエンフォースメント：商慣習・取引慣行を素材として」ソフトロー研究 6 号 (2006 年) 7 頁。
- (3) 裁判例においても、男女雇用均等法が定める努力義務は、公序 (民 90) を構成しないとされている。日本鉄鋼連盟事件・東京地判昭和 61・12・4 労民集 37 巻 6 号 512 頁等。
- (4) 後期プロジェクトでは、予算が大幅に削減されたため、ソフトロー総合データベースの新規追加作業、更新作業を行うための費用を確保することができず、これらの作業を断念せざるをえなくなった。
- (5) 岩倉友明「証券会社をめぐるソフトロー —自主規制ルールを中心に」中山信弘編集代表・神田秀樹編『ソフトロー研究叢書第 2 巻 市場取引とソフトロー』(2009 年, 有斐閣) 33 頁。
- (6) 白崎友一「金融機関における外部委託業務を巡るソフトローの動き—内部監査 (システム監査) における監査基準の視点から」中山信弘編集代表・神田秀樹編『ソフトロー研究叢書第 2 巻 市場取引とソフトロー』(2009 年, 有斐閣) 89 頁。
- (7) 小塚荘一郎「フランチャイズ業界と倫理綱領」中山信弘編集代表・神田秀樹編『ソフトロー研究叢書第 2 巻 市場取引とソフトロー』(2009 年, 有斐閣) 145 頁。
- (8) 労働法分野でのこの種のソフトローに当たると思われるものとして、わが国の例ではないが、アメリカ合衆国の労働協約で、たとえば紛争の自主解決手続 (grievance, 仲裁手続) がほぼ共通して存在しているということを挙げる事ができる。これは、アメリカの労働組

合が、使用者との協約締結交渉において、常に要求することによって、協約が締結されている労使関係が成立している世界に存在するソフトローといってよいであろう。なお、就業規則は、事業主が一方的に作成する個別事業場レベルのものでソフトローとはいえないところがある。ただ、就業規則で定められている労働条件等には、それを規制する法令の規定がないにもかかわらず、ある程度標準化されているところがあり、それには厚生労働省が出しているモデル就業規則の影響があると考えられる。

- (9) 神田秀樹「国際金融分野におけるルール策定—バーゼルIIを素材として」中山信弘編集代表・神田秀樹編『ソフトロー研究叢書第2巻 市場取引とソフトロー』（2009年、有斐閣）7頁。
- (10) 拙稿「社会法における私的規範形成」ソフトロー研究12号（2008年）54頁。
- (11) 小塚荘一郎「形成主体の側から見たソフトロー—ソフトローを形成する『団体』」中山信弘編集代表・藤田友敬編『ソフトロー研究叢書第1巻 ソフトローの基礎理論』（2008年、有斐閣）111頁。
- (12) 荒木尚志「労働法におけるハードローとソフトロー：努力義務規定を中心に」ソフトロー研究6号（2006年）25頁。
- (13) 瀬下博之「ソフトローとハードロー—何がソフトローをエンフォースするのか」中山信弘編集代表・藤田友敬編『ソフトロー研究叢書第1巻 ソフトローの基礎理論』（2008年、有斐閣）187頁。
- フランスやEUでは、社会法の領域において、新しい施策・制度を法制度として導入するに先立って、まず全国レベル（中央レベル）の労使団体に交渉・協議を委ね、協定が締結されるのを待ち、その上で、協定の内容をほぼそのまま法律等の制定法規範とすることというものが近年よく行われる（フランス語で、“loi négociée”と呼ばれる）。これなども、将来のハードロー化を前提として、当該分野の関係当事者たる使用者団体・労働組合によるソフトローの形成を委ね、それを受けて国家がハードロー化するというものと見ることができよう。
- (14) その成果をまとめたものとして、中山信弘編集代表・中里実編『ソフトロー研究叢書第3巻 政府規制とソフトロー』（2008年、有斐閣）がある。
- (15) 藤田・前掲注(2)論文参照。
- (16) 拙稿・前掲注(10)論文56頁。
- (17) 藤田友敬・松村敏弘「社会規範の法と経済—その理論的展望—」ソフトロー研究1号（2005年）59頁、同「社会規範の生成と変化：経済モデル」ソフトロー研究8号（2007年）37頁、同「自律的秩序の経済学」中山信弘編集代表・藤田友敬編『ソフトロー研究叢書第1巻 ソフトローの基礎理論』（2008年、有斐閣）13頁。
- (18) 渡部幹・森本裕子「信頼と規範の社会心理学」中山信弘編集代表・藤田友敬編『ソフトロー研究叢書第1巻 ソフトローの基礎理論』（2008年、有斐閣）43頁、石川博康「『信頼』に関する学際的研究の一動向」中山信弘編集代表・藤田友敬編『ソフトロー研究叢書第1巻 ソフトローの基礎理論』（2008年、有斐閣）67頁など。
- (19) 藤田友敬「裁判過程における実証分析の利用：株式買取請求事件を素材に」ソフトロー研究20号（2012年）5頁。

- ⑵0 齋藤卓爾「立法事実と実証分析の利用：取締役会の構成に関して」ソフトロー研究 20 号 (2012 年) 29 頁。
- ⑵1 柳川範之・広瀬純夫「株価と企業価値：イベント・スタディの意義と注意点」ソフトロー研究 20 号 (2012 年) 53 頁。